

地域密着型認知症対応型共同生活介護 運営規程

(地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護)

八幡グループホームみのり 運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規定は、メディカルケア株式会社が設置する八幡グループホームみのり（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとし、事業所の管理者、計画作成担当者及び介護職員等（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態（ただし、要支援2の認定を受けたものに限る。以下同じ。）にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症（介護保険法第8条第19項に規定する認知症をいう。以下同じ。）によって自立した生活が困難になった利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く、以下同じ。）に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴及び排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように努める。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴及び排泄等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上に努める。

3 事業の実施に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

4 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は、その家族等（「以下利用者等」という。）に対しサービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び地域の保健・医療・福祉サービス事業者・地域住民等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活

用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

8 前項目のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」に定める内容及び、関連する市条例を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 八幡グループホームみのり
- ② 所在地 長野県千曲市八幡 2 0 0 3 番地 2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 2 名（常勤兼務）

管理者は、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行う。

- ② 計画作成担当者 1 名以上（常勤兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。）を作成するとともに、連携する介護老人保健施設、介護老人保健施設及び医療機関等との連絡及び調整を行う。

- ③ 看護師（関連施設サクラポート八幡と医療連携）

看護師は入居者の日常的な健康管理及び緊急時の対応、主治医との連絡調整業務を行う。24 時間 365 日連絡が取れる体制を整え、入居者の病状の変化、緊急時対応を行う。

- ④ 介護職員 13 名以上（常勤）

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

なお、介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。

（入所定員及び居室数）

第 5 条 事業所の利用定員は 1 8 名、居室数は 1 8 室とする。

（サービスの内容）

第 6 条 サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練

④ 相談、援助等

(認知症対応型共同生活介護計画)

第7条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境ならびに家族等の介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画という。）を個別に作成する。

- 2 介護計画作成にあたっては、地域における活動の参加の機会等の提供により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 介護計画作成にあたっては、その内容について利用者等に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 介護計画を作成した際には、当該認知症対応型生活介護計画を利用者に交付する。
- 5 利用者に対し、介護計画に基づいてサービス提供するとともに、その実施状況や評価について把握し説明を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(サービスの利用料)

第8条 事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領分であるときは、その1割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

- 2 次に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受ける。
 - ① 食費は利用した食事に対して、朝食300円、昼食500円、夕食500円を徴収する。
 - ② 家賃は46,800円（月額）を徴収し、月途中における入退所については、日割り計算とする。
 - ③ 光熱費は27,000円（月額）を徴収し、月途中における入退所については、日割り計算とする。
 - ④ おむつ代は、実費を徴収する。
 - ⑤ 理美容代は1回につき実費を徴収する。
 - ⑥ 前項に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに関わる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 3 前項の利用等の支払いを受けた時は、利用料とその他の費用を個別に区分して記載した領収書を交付する。
- 4 サービスの提供開始に際し、あらかじめ利用者等に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で同意を得た上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者等に対し事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名または、記名押印を受けることとする。
- 6 法定代理受領分に該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付

する。

(入居にあたっての留意事項)

第9条 サービスの対象は、要介護状態又は要支援状態（要支援2の認定を受けた者）であって、認知症の状態にあるもので少人数による、共同生活介護を営むことに支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- ① 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
- ② 認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
- ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態であることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申し込み者に対して、必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設又は医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退去に際しては、利用者等の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所等への情報提供及び保健医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(緊急時における対応方法)

第10条 サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じる。

- 2 サービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 4 サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第11条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力病院等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(協力医療機関等)

第12条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

(医療連携等)

第13条 事業所は、利用者に対する日常的な健康管理のためにサクラポート八幡看護師と業務提携を行う。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者、利用者の家族等に十分な説明を行い、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第16条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的
実施する。

(苦情処理)

第17条 サービスの提供に係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を
講じる。

2 サービスの提供に係る利用者等からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は苦情がサービスの質の向上に図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、速やかに事実
関係を調査するなど迅速かつ適切に対応し苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り
組みを行う。

4 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条又は法第78条の6
若しくは法第115条の16規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又
は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町
村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第
176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導
又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策
定した「医療・介護における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱い
に努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的
に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得
る。

(秘密の保持)

第19条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなく
なった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(地域との連携)

第20条 事業所は、市町村及び地域包括支援センターとの関わり、地域との連携及び交流の促進を図
るため、運営推進会議を定期的開催する。

2 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とする。

（ハラスメントの防止・対応）

第22条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防
止するために必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者が利用者、利用者の家族からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用
者、利用者の家族等が事業者の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

（その他の留意事項）

第23条 事業所は、全ての介護従業者（介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規
定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係
る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のた
めに研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制においても検証、整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年2回

2 事業所は、サービスに関する記録はその完結の日から2年間保存するものとする。ただし、事故の
記録、苦情の記録、身体拘束の記録はその完結の日から5年間保存するものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従
業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提
供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であっ
て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するた
めの方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はメディカルケア株式会社と事業所の管理者
との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。